

寝屋川市みんなのまち基本条例

検 証 結 果

〈 報 告 〉

平成 24 年 8 月

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議

目 次

1	はじめに	1
2	市政の推進（取組）	1
(1)	市民協働	1
(2)	情報の発信・情報公開	2
(3)	個人情報保護	3
(4)	市民活動への支援	4
(5)	市民参画	5
(6)	行政運営	6
(7)	財政運営	8
(8)	行政評価	9
(9)	行政手続	9
(10)	法令遵守	10
(11)	国、他の自治体等との連携	10
(12)	条例の周知・啓発	11
3	協働の主な取組	12
4	検証	34
(1)	検証に当たっての視点	34
(2)	条文の検証	35
5	他条例等との整合性	40

参考資料

1 はじめに

平成 20 年 4 月に「寝屋川市みんなのまち基本条例」（以下「条例」といいます。）が施行され、みんなが誇れる住みよいまちの実現に向けた取組が進められてきました。

条例は、時代の変化に対応できるように、第 26 条で「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から 5 年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。」と規定しており、平成 24 年度が条例施行後 5 年目に当たります。

本書は、条例の検証に向けて、市民が主役のまちづくりについて今日までの取組状況や条例が施行後の社会情勢等に適合しているかなどの視点から考え方を取りまとめたものです。

2 市政の推進（取組）

(1) 市民協働

人口減少・少子高齢化の進行、低迷が続く経済情勢、国及び地方自治体の厳しい財政状況など、行財政環境が大きく変化する中、個人の価値観は多様化し、政府や行政、企業に次いで公共サービスを提供するセクターが注目されています。平成 10 年 12 月には、ボランティア活動を始めとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進するため、NPO 法（特定非営利活動促進法）が施行され、NPO 等が多様化する社会のニーズに応えることが期待されています。

市でも、市立市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報の収集や提供を行うとともに、市民活動の促進や市民活動を行う方の交流に努めています。一方で、みんなのまち基本条例施行後、地域住民等が主体となり、香里園まちづくり委員会や第二京阪道路の開通やアクセス道路の整備に伴い、各地区においてまちづくり協議会等が設立され、地域周辺のまちづくりについての研究や協議が行われるなど、市民相互の協働や市民と行政の協働が進められています。

また、近年は、地域住民自らが地域の実情に応じたまちづくりに取り組む自治体が増えてきています。

本市においても、平成 23 年度から地域協働検討会議において、地域の実情に応じたまちづくりを進める地域協働の在り方について検討が行われており、引き続き、（仮称）地域協働協議会の設立など、地域協働の推進を図っていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

- ① 市民活動センターの管理運営（H20 年度）
- ② ボランティアの企画による絵本の読み聞かせ講座の実施（H20 年度）
- ③ 学校支援地域本部の設置（H20 年度）
- ④ 各小学校運動場の芝生化実行委員会の設立（H21 年度～23 年度）
- ⑤ 高宮地区まちづくり協議会の設立（H20 年度）
- ⑥ 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進（H22 年度）
- ⑦ 香里園まちづくり委員会の設立（H22 年度）
- ⑧ 第二京阪道路開通に伴うまちづくりを考える会等の設立（H23 年度）
- ⑨ 寝屋南地区まち育て協議会の設立（H23 年度）
- ⑩ 寄附者の意向を反映するNPO支援補助金制度の導入（H24 年度）

(2) 情報の発信・情報公開

国民主権の理念を実現するために、行政文書の開示請求権を国民の権利として認め、その実施の手続を定めた「情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）」が、平成 11 年 5 月に成立し、平成 13 年 4 月に全面施行されました。

市では、「情報公開法」の施行に先駆け、平成 10 年 1 月から「情報公開条例」を施行して、行政機関及び議会が保有する情報の開示請求・申出に適切に対応するとともに、市民情報コーナー、市広報紙・ホームページや出前講座などを通じ、市政情報の提供に努めてきました。

今後とも、市民参画と協働を進めるため、様々な方法等により情報の発信と提供に努めていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

① 公文書開示請求・申出の状況（下表のとおり）

区 分		平成 23 年度			平成 22 年度			平成 21 年度			
		請求	申出	計	請求	申出	計	請求	申出	計	
受付件数		83	27	110	75	39	114	132	40	172	
処理状況	開示	35	18	53	34	22	56	73	17	90	
	部分開示	40	4	44	35	10	45	48	10	58	
	開示拒否	不開示	0	0	0	1	1	2	0	0	0
		存否不応答	0	1	1	0	2	2	0	0	0
		不存在	18	2	20	8	5	13	11	14	25
	取下げ	2	3	5	0	3	3	2	1	3	
	計	95	28	123	78	43	121	134	42	176	

※ 1件の受付で複数の処理を含みます。

- ② 携帯サイトの開設（H20.4）
- ③ 暮らしの便利帳の発行（H20.10、H23.12）
- ④ 自動機械翻訳システムの導入〔英語、中国語、韓国語〕（H21.9）
- ⑤ 市民情報コーナーに情報公開開示専用スペースの設置（H22.1）
- ⑥ 情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置（H22.7）
- ⑦ 情報公開事務の手引（第3版）の作成（H23.3）
- ⑧ 動画ライブラリーの開設（H23.5）
- ⑨ 電子書籍版の暮らしの便利帳の配信（H24.2）

(3) 個人情報保護

個人の権利利益を保護するために、「個人情報の保護に関する法律」が、平成 15 年 5 月に成立し、平成 17 年 4 月に全面施行されました。

市では、平成 10 年 1 月から「個人情報保護条例」を施行し、個人情報の開示や訂正などを請求する権利を保障することにより、市民の権利利益の保護と基本的人権の擁護に努めてきました。

今後とも、個人情報保護条例に基づき、適正な運用を図っていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

① 個人情報開示等請求の状況（下表のとおり）

		平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	
開示請求受付件数		40	23	31	
処 理 状 況	開 示	15	14	10	
	部分開示	5	4	10	
	開 示 拒 否	不 開 示	0	0	1
		存否不応答	0	0	0
	不 存 在	15	5	10	
	取 下 げ	5	0	1	
	計	40	23	32	
訂正請求受付件数		0	0	0	
削除請求受付件数		0	0	0	
目的外利用等中止請求受付件数		0	0	0	

※ 1件の受付で複数の処理を含みます。

② 情報公開審査会と個人情報保護審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会を設置（H22.7）

③ 個人情報保護の手引（第3版）の作成（H23.3）

(4) 市民活動への支援

市では、これまで自治会のコミュニティ事業に対して補助を行い、住民自治意識の高揚とコミュニティ活動の推進を図ってきました。平成 14 年度には市立市民活動センターを開設し、市民活動や情報提供の場を提供するとともに、平成 18 年度には公募補助金制度を創設し、市民団体等が自主的・自発的に行う公益性のある事業やにぎわいを創出する事業に対して補助金を交付し、市民団体等の継続的な活動につながるよう努めています。

今後とも、市民活動の自主性・自立性を尊重しながら、多様な手法により適切な支援に努めていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

- ① 市民団体等へAED（自動体外式除細動器）を貸与（H20年度）
- ② 南コミュニティセンター分館オープン（H23.4）
- ③ 公募補助金制度の見直し〔交付回数を3回から6回に拡充など〕（H24年度）
- ④ ふるさと納税を活用したNPO支援補助金の創設（H24年度）

(5) 市民参画

市では、平成15年度に「審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」を策定し、市民参画の基準を明確にするとともに、会議開催の日程を市広報紙やホームページで公表し、市民への周知に努めることなどにより、市民参画の推進及び市政運営の透明性の確保を図ってきました。また、平成20年10月に策定した「市民参画推進指針」では、市民参画の基本的な考え方を示すとともに、各部局においてアンケート調査やパブリック・コメント制度など市民参画の多様な手法を活用することにより、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。

今後とも、個々の施策・事業の性質や段階に応じ、最も効果的な手法を活用することにより市民参画の推進等を図ることが必要です。

【条例施行後の主な取組】

手 法	主な内容
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画策定に関する市民意識調査（H21.3） ・「地域福祉計画」の見直しに向けたアンケート調査（H22.3） ・こどもプラン後期行動計画策定に伴うニーズ調査（H21.2） ・環境基本計画改定に係る基礎調査（H22.3） ・一般廃棄物処理基本計画策定に係る基礎調査（H22.3） ・市民意識調査（H22.11） など
パブリック・コメント	<p><平成20年度> 法令遵守に関する条例、市民参画推進指針、食育推進計画、高齢者保健福祉計画（2009～2011）、障害福祉計画（第2期計画）</p> <p><平成21年度> 行財政改革大綱〔改訂版〕、安全の推進に関する条例、こどもプラン後期行動計画、景観条例・景観</p>

	計画、文化振興条例 <平成 22 年度> 第五次総合計画、第 4 期男女共同参画プラン、一般廃棄物処理基本計画、環境基本計画〔改定版〕、第二次地域福祉計画、景観基本計画 <平成 23 年度> 情報化推進方針、ごみ処理施設建設基本計画、高齢者保健福祉計画（2012～2014）、第二次母子家庭等自立促進計画、障害福祉計画（第 3 期計画）、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン <平成 24 年度> 地球温暖化対策地域計画 ※ 平成 24 年 8 月 1 日現在実施分を記載
ワークショップ	あやめ保育所跡地公園整備ワークショップ（H20 年度）、第五次総合計画策定に係るまちづくりワークショップ（H21 年度～22 年度）、都市計画マスタープランワークショップ（H21 年度）、（仮称）萱島桜園町公園ワークショップ（H23 年度） など

(6) 行政運営

市では、平成 13 年に「第四次総合計画」を策定し、平成 22 年度までの 10 年間に計画期間として、計画の推進を図ってきました。平成 23 年には、市民参画の下、行政運営の指針となる「第五次総合計画」を策定し、「魅力と活力にあふれる元気都市」の実現を目指し、総合的、計画的な行政運営に努めています。

今後とも、総合計画を始め、各種個別計画に基づき、計画的に行政運営に努めていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

開始年度	主な計画等
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査等実施計画（H20 年度～24 年度） ・ 障害者長期計画〔第 2 次計画〕（H20 年度～29 年度）
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブランド戦略基本方針（H21 年度～） ・ 財政収支計画（平成 19 年度～23 年度）改訂版 ・ 第 4 期定員適正化計画（H21 年度～25 年度）

	<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進計画（H21 年度～25 年度） ・高齢者保健福祉計画（2009～2011）（H21 年度～23 年度） ・市有建築物耐震化実施計画（H21 年度～27 年度）
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱〔改訂版〕（H22 年度～） ・事務事業改善計画（H22 年度～26 年度） ・新アウトソーシング計画（H22 年度～26 年度） ・公共施設等整備・再編計画（H22 年度～） ・北河内 4 市地域循環型社会形成推進地域計画 (H22 年度～26 年度) ・第 3 期寝屋川市役所温暖化対策実行計画（H22 年度～26 年度） ・こどもプラン後期行動計画（H22 年度～26 年度） ・景観基本計画（H22 年度～） ・景観計画（H22 年度～）
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画（H23 年度～32 年度） 前期基本計画（H23 年度～27 年度） ・財政収支計画（H23 年度～27 年度） ・第 4 期男女共同参画プラン（H23 年度～32 年度） ・人事改革ステップⅢ（H23 年度～25 年度） ・特定事業主行動計画（後期）（H23 年度～26 年度） ・第 2 期国民健康保険財政健全化計画（H23 年度～25 年度） ・環境基本計画〔改定版〕（H23 年度～32 年度） ・一般廃棄物処理基本計画（H23 年度～32 年度） ・第 6 期分別収集計画（H23 年度～27 年度） ・ごみ処理施設建設基本計画（H23 年度～） ・第二次地域福祉計画（H23 年度～27 年度） ・都市計画マスタープラン（H23 年度～32 年度） ・住宅マスタープラン（H23 年度～32 年度） ・水道ビジョン第 2 期実施計画（H23 年度～27 年度） ・第 8 期施設等整備事業計画（H23 年度～27 年度） ・小中一貫教育アクションプラン（H23 年度～）
平成 24 年度 ※ 平成 24 年 8 月 1 日現在 で策定されて いる計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報化推進方針（H24 年度～） ・平成 24 年度職員研修計画（H24 年度） ・平成 24 年度一般廃棄物処理実施計画（H24 年度） ・高齢者保健福祉計画（2012～2014）（H24 年度～26 年度） ・第二次母子家庭等自立促進計画（H24 年度～28 年度） ・障害福祉計画（第 3 期計画）（H24 年度～26 年度）

(7) 財政運営

市では、市税収入が年々減少する一方、生活保護費等の扶助費が増加する中、行財政改革を積極的に推進し、平成 16 年度以降、普通会計において黒字を確保するとともに、平成 23 年度から平成 27 年度までの「財政収支計画」を策定し、経常収支比率の改善を図るなど、健全な財政運営に努めています。

また、市民に開かれた予算編成を行うため、平成 22 年度から新規・拡充を含む主な事業の編成過程を市ホームページで公表しています。さらには、地方公共団体の財政健全化を着実に進めるため、平成 20 年 4 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方自治体の財政状況を判断するための 4 指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）が導入されたことにより、毎年度、4 指標を始め、予算・決算の財政状況を市広報紙・ホームページ等を通じて公表しています。

今後とも、健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、財政運営について分かりやすい情報提供を行っていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

① 財政指標の状況（下表のとおり）

（単位：％）

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度
実質赤字比率	-	-	-	-
（早期健全化基準）	（11.39）	（11.41）	（11.41）	（11.41）
連結実質赤字比率	-	-	-	3.99
（早期健全化基準）	（16.39）	（16.41）	（16.41）	（16.41）
実質公債費比率	4.6	4.0	4.6	4.5
（早期健全化基準）	（25.0）	（25.0）	（25.0）	（25.0）
将来負担比率	29.6	30.6	53.6	74.2
（早期健全化基準）	（350.0）	（350.0）	（350.0）	（350.0）

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率については、赤字額がないため「-」で表示しています。

② 新規・拡充を含む事業の予算編成過程の公表（H22 年度）

(8) 行政評価

市では、平成 12 年度から平成 22 年度に「仕事のチャレンジ」（事務事業評価）を、平成 15 年度から平成 22 年度に「施策のチャレンジ」（施策評価）を実施し、職員の意識改革や行政活動の継続的な改善・改革につなげてきました。平成 23 年度からは毎年「第五次総合計画実行シート」を活用し、PDCI サイクルを通じたマネジメントを行い、効率的・効果的な行政運営に努めています。

また、指定管理者制度を導入している全施設に対して、毎年度、効果的・効率的な管理運営が行われているかなどの実績検証を行い、改善を図ってきました。

今後とも、市民サービスの向上を図るため、施策等の効率性、有効性、優先度等について評価し、効率的・効果的な行政運営に努めていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

- ・平成 23 年度 実行シートⅠ〔取組体系・指標シート〕（H23.9 公表）
- ・平成 23 年度 実行シートⅡ〔計画・進捗管理シート〕（H23.9 公表）
- ・平成 23 年度 実行シートⅢ〔評価シート〕（H24.6 公表）

- ・平成 24 年度 実行シートⅠ〔取組体系・指標シート〕（H24.7 公表）
- ・平成 24 年度 実行シートⅡ〔計画・進捗管理シート〕（H24.7 公表）

(9) 行政手続

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的に、「行政手続法」が平成 6 年 10 月から施行されました。

市では、平成 10 年 1 月から「行政手続条例」を施行しました。行政手続法及び行政手続条例に基づき行政手続等を明確化することにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めてきました。

今後とも、「行政手続条例」に基づき、公正で透明性の高い行政運営に努めていくことが必要です。

(10) 法令遵守

労働者が公益通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス（法令遵守）経営を強化するため、「公益通報者保護法」が平成 18 年 4 月から施行されました。

市では、平成 21 年 4 月から「法令遵守に関する条例」を施行し、公正な事務・事業の遂行等を推進してきました。また、機会を捉えて職員研修を実施するなど、市のコンプライアンス向上に向けた取組を進めています。

今後とも、「法令遵守に関する条例」に基づき、公正な事務・事業の遂行等を推進していくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

- ① 法令遵守推進外部委員の設置（H21 年度）
- ② 公益通報窓口の設置（H21 年度）
- ③ 公益通報・不当要求行為への対応の運用状況の公表（H21 年度）
- ④ 公益通報ハンドブック・リーフレットの作成・配布（H23 年度）

(11) 国、他の自治体等との連携

人口減少・少子高齢化の進行、低迷が続く経済情勢など、地域社会を取り巻く環境は厳しさを増しており、各種政策課題の解決に向けては、国、大阪府、関係市町村との連携・協力が不可欠であり、それに対応すべく、全国市長会、全国特例市市長会、大阪府都市教育委員会連絡協議会、北河内都市連絡会等を通じ、調査・研究、要望等を行っています。

また、平成 17 年 10 月には大阪電気通信大学、摂南大学、大阪府立工業高等専門学校と包括連携協定を締結し、地域課題への的確な対応、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図り、その成果を地域に還元してまいりました。

今後とも、国・大阪府・他の自治体等と連携を図り、広域的な課題解決に努めていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

- ① 北河内地域広域行政推進協議会に代わり、北河内都市連絡会において、

広域的な課題等について調査・研究等（H23 年度～）

- ・権限移譲に係る事務の共同処理についての調査・研究（H23 年度～）

② 包括連携協定を下記の法人と締結

- ・大阪電気通信大学（学校法人の連携へ拡充）・常翔学園（摂南大学との連携から拡充）・聖母女学院・同志社（H22 年度）
- ・大阪府立大学（府立高専の公立大学法人化による連携拡充）・関西医科大学（H23 年度）
- ・大阪国際学園（H24 年度）

(12) 条例の周知・啓発

条例の周知・啓発については、条例を施行した平成 20 年度に、記念フォーラムやふれあいフェスタの開催、条例に関する広報特集号の発行などを行い、協働に対する市民の関心を高めてきました。

また、協働の理念について、将来を見通し推進していくことが重要であることから、平成 22 年度から全市立小学校 6 年生を対象に、まちづくりを考えるきっかけとなる「みんなのまちトレーニングブック」を活用した授業を実施し、協働の理解を深めてきました。

職員に対しては、平成 20 年度には課長級から一般職員までを対象に、平成 21 年度からは新規採用職員を始め新任係長及び希望職員を対象に、職員研修を実施し、条例に対する理解を深めてきました。

今後とも、機会を捉えて市民に対する周知・啓発を行うとともに、職員においては、地域の求めに応じて効果的な支援を行うことができる人材の育成に努めていくことが必要です。

3 協働の主な取組

説明

平成24年8月1日現在

①	共催	取組数	市民活動団体等と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態
		18	
②	補助・助成	29	市民活動団体等が主体的に行う事業等を育成・助長するため金銭又は物品等を交付する形態
			取組例
③	委託	31	行政が市民活動団体等(営利企業を除く。以下同じ。)に対して、委託して事業を行う形態 (市民活動団体等の専門性や地域性、機動力、組織などを尊重し、いかすことができるものであることが必要で、行政側の財政的な負担軽減のみを目的として委託するものは除く。)
			取組例
④	政策形成過程への参画	81	行政が、事業計画や施策検討の際に市民、市民活動団体等から提案を受けたり、意見を聴いたりする形態
			取組例
⑤	その他	35	上記のいずれにも該当しない協働事業

① 共催

	名称	概要	実施年度	所管課
1	歯の健康展・市民の集い	口腔衛生の啓発・普及を図るため、歯科医師会・教育委員会・市が主催する中で老人クラブ連合会や市政協力委員自治推進協議会等6団体の後援を受け、8020表彰、講演会、ブラッシング指導、絵画展示等を実施。 【共催団体：寝屋川市歯科医師会】	昭和52年度～	健康増進課
2	農業まつり	農業まつりを開催し、子どもから高齢者まで様々な市民が農にふれあう機会を提供。 環境面・防災面からも重要なオープンスペースであることを市民に理解してもらうことにより、農地の保全と都市農業の振興を図る。 【共催団体：北河内農業協同組合、九個荘農業協同組合】	昭和57年度～	産業振興室
3	くすりと健康展	市民の健康に対する関心を高め、薬に関すること等、健康増進のための知識を広めていくことを目的に、薬剤師会が実施している事業。健康教室、くすりの相談、市民から公募した川柳の発表等を実施。 【共催団体：寝屋川市薬剤師会】	昭和61年度～	健康増進課
4	健康花壇	市民自らの手で花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、市が公園等の一部に花壇を設置し、地域の団体が花づくりを行う。 【共催団体：自治会】	昭和63年度～	公園緑地課
5	健康長生塾	健康づくりのための意識の高揚と生活習慣の改善に役立てていただき、また本市の保健予防事業の積極的な利用及び啓発を地域で行っていただくことを目的に、特別講演、音楽療法、ハイキング、健康体操、体力測定、医師会会員による講義などを実施。 【共催団体：寝屋川市医師会】	平成5年度～	健康増進課
6	成人教育講座	成人を対象に、現代的な課題をテーマに、幅広い視野と豊かな感性を培うための学習機会の提供を図る。 【共催団体：寝屋川市立校園PTA協議会、6コミセン】	平成6年度～	地域教育振興課
7	野鳥の観察会	打上川治水緑地で野鳥観察会を行い、経年変化を記録。 【共催団体：日本野鳥の会大阪支部】	平成11年度～	環境政策課
8	クリーンリバー	まちのシンボルである一級河川寝屋川を市民が憩える川とするため、市民との協働による河川の清掃活動を実施。 【共催団体：ねや川水辺クラブ】	平成12年度～	下水道室
9	ふらっとねやがわまつり	男女共同参画推進センターの登録団体が中心となり講演会・ワークショップ・交流・展示等様々な事業を企画・運営する。 男女共同参画社会の形成に向けて、より多くの市民が幅広く考え、活動の輪を広げるために、推進センター設立以降、毎年11月下旬に開催。 【共催団体：ふらっとねやがわ連絡会】	平成13年度～	人権文化課

① 共催

	名称	概要	実施年度	所管課
10	身近な生き物の調査	市内の河川、用水路でメダカ等の調査を行い、メダカマップ等の作成、河川、用水路の生態を記録。 【共催団体：水辺に親しむ会】	平成13年度 ～	環境政策課
11	身近な植物の調査	寝屋川公園で植物分布実態調査を行い、経年変化を記録。 【共催団体：寝屋川市自然を学ぶ会】	平成14年度 ～	環境政策課
12	いきいきセンターまつり	センターを利用されている団体・サークル間の親睦と交流並びに日頃の活動の成果を発表。 【共催団体：いきいき文化センターまつり実行委員会】	平成16年度 ～	人権文化課
13	市立埋蔵文化財資料館展示の説明	市立埋蔵文化財資料館において、寝屋川市の歴史や展示資料について市民公募のボランティアによる説明を実施。 【共催団体：寝屋川市文化財展示説明ボランティアの会】	平成16年度 ～	文化スポーツ振興課
14	平和の塔活用事業「ねやがわピース」	初本町公園に建立した「平和の塔」周辺において、二度と起こしてはならない悲惨な戦争への思いが希薄化することのないよう、今一度「平和の尊さ」を考えることにより、平和で豊かなまちづくりに資することを目的とした野外イベント。 内容としては、平和コンサートや戦中食体験等の模擬店、平和のオブジェ・反戦反核に関するパネルの展示等。 【共催団体：ねやがわピース協働メンバー】	平成18年度 ～	人権文化課
15	自然資料施設の運営	池の里市民交流センター内にある自然資料施設を市民公募の自然資料施設運営スタッフと協働して、市民に「自然を学ぶ楽しさを広げる場」を提供するため、①自然についての情報及び資料の提供、②自然についての学習の場の提供、③自然についての資料の収集・保存・調査の実施、④自然についての遊び・交流の場の提供を目的に自然資料施設並びに施設周辺の環境づくり及び市民対象の自然に対する講座の開催等の事業を実施。 【共催団体：自然資料施設運営スタッフの会】	平成18年度 ～	文化スポーツ振興課
16	小学校校庭の芝生化	学校・PTA・自治会等で構成された実行委員会が主体となって、芝張り、資機材の購入、芝生の維持管理などを行う事業。大阪府と寝屋川市の共同事業であり、芝張り前から、芝張り、維持管理までを市民と協働して事業を実施。 【共催団体：PTA、自治会、小学校】	平成21年度 ～	教育総務課
17	もったいない市・エコやん	ごみ減量の取組の一つ「リユース（再使用）」を促進するため、市が家庭からごみとして回収した使用可能なものを安価で販売。 運営に関しては、リサイクル推進会議の有志等の市民を中心とした実行委員会を立ち上げ、イベントを開催。 【共催団体：もったいない市・エコやん実行委員会】	平成22年度 ～	ごみ減量推進課

① 共催

	名称	概要	実施年度	所管課
18	ワガヤネヤガ ワ・ブランド開 発委員会	市及び市と包括連携協定を結ぶ学校法人・公立大学法人が、市のイメージアップを目的として知恵と力を出し合う場として、委員会を設置。 【共催団体：大阪電気通信大学、常翔学園、聖母女学院、同志社、大阪府立大学、関西医科大学、大阪国際学園】	平成22年度 ～	ブランド戦略 室

② 補助・助成

	名称	概要	実施年度	所管課
1	防犯協会の活動	市民の防犯意識の高揚と犯罪抑止活動を支援するため、補助金を交付。	昭和24年度 ～	危機管理室
2	PTA協議会の活動	市立校園PTA協議会は、幼・小・中42校園の単位PTAと連携を図りながら、学校園のみならず、地域における様々な活動を支え、地域教育力の向上に大きく寄与するとともに、青少年の健全育成や市域や地域の行事にも協力している。	昭和26年度 ～	地域教育振興課
3	更生保護の活動 (保護司会)	罪を犯した者が社会復帰のための生活の指導や就職の援助などを行う継続保護事業を支援。 ・大阪保護観察所、保護司と協力し犯罪予防活動。 ・生活の相談に応じたりする一時保護事業、更生保護事業に関する啓発、連絡、調整、助成。 ・街頭啓発活動。 ・学校との連携。	昭和28年度 ～	市民活動振興室
4	子ども会育成連絡協議会の活動	子ども会育成連絡協議会は、現在、38単位の子ども会活動を円滑に行うために相互の連携、指導者の資質向上を図るための運営委員会を開催するとともに、「つなぐ子ども会ネット」を活用し、子ども会のみならず、市域における青少年健全育成団体の事業の企画立案に寄与する情報誌を発刊。	昭和34年度 ～	地域教育振興課
5	保存樹の維持管理	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」及び「寝屋川市美しいまちづくり条例」に基づき、市が保存樹を指定し、維持管理費の一部を助成。	昭和52年度 ～	公園緑地課
6	スポーツ少年団の育成	寝屋川市スポーツ少年団の登録者及びわんぱくスクールの参加者に、様々な事業を通じ、青少年健全育成を図るために支援を実施。	昭和52年度 ～	文化スポーツ振興課
7	防犯灯の新設・改造、維持管理	街を明るくし、良好で安全な地域環境をつくり、犯罪の予防や青少年の非行防止等を図るため、自治会の防犯灯の新設・改造及び維持管理に対して補助金を交付。	昭和53年度 ～	市民活動振興室
8	寝屋川まつり	にぎわいのあるまちづくりを促進するため、市民等で構成する寝屋川まつり実行委員会が主催する寝屋川まつりを支援。 盆踊り大会、市民模擬店、子ども体験コーナー等	昭和54年度 ～	市民活動振興室
9	海外姉妹都市・友好都市交流	都市交流団体が行う海外姉妹都市・友好都市との交流事業（受入れ・派遣）に対して補助金を交付。	昭和57年度 ～	市民活動振興室
10	自治会のコミュニティづくり	自治会の健全な育成に資するため、自治会が主催する地域コミュニティづくり（盆踊り・運動会等）に対して補助金を交付。	昭和58年度 ～	市民活動振興室
11	魅力ある商店街づくり	「商業活性化ビジョン」に基づき商業環境整備を行い、地域社会に密着した活気ある商店街・市場づくりを促進している商店街及び小売市場を形成している商業団体に対し、補助金を交付。	昭和61年度 ～	産業振興室

② 補助・助成

	名称	概要	実施年度	所管課
12	暴力排除対策協議会の活動	暴力団の追放を始め、あらゆる暴力の排除を図る運動（暴力排除・けん銃市民大会等）に対し、補助金を交付。	平成元年度 ～	危機管理室
13	フラワーボックスの貸与	協働による緑のまちづくりを推進するために、公共的空間地にフラワーボックスを自治会等に貸与することにより、四季折々の花を通じて市民に潤いと安らぎの確保を図り、花と緑の美しいまちづくりを推進。	平成元年度 ～	公園緑地課
14	資源集団回収の活動報奨金	新聞・雑誌・ダンボール・古布・牛乳パック・飲料用アルミ缶・雑紙を自主的に回収する団体に対し、その回収量に応じて報奨金を交付し、その活動を支援。	平成9年度 ～	ごみ減量推進課
15	商品券の発行	商店街等の連合組織が行う商品券発行事業に対して補助を行うことにより、消費拡大、商店街等の地域活性化を図る。	平成11年度 ～	産業振興室
16	空き店舗等活用事業	暮らしを支え活力あるまちづくりを推進し、商店街・市場に活気を取り戻すため、商店街等が実施する空き店舗や空き地を活用した事業（店舗の設置、駐輪場の設置等）に対し、補助金を交付。	平成11年度 ～	産業振興室
17	市指定文化財の公開活用	市指定文化財のうち、市所有のもの以外について、市文化財保護条例に基づき、修理・公開にかかる経費を補助。	平成11年度 ～	文化スポーツ振興課
18	商店街等の街路灯の維持管理	地域社会に密着した活気ある商店街に不可欠で防犯灯の役割も果たしている商店街の街路灯の維持管理に対して補助金を交付。	平成13年度 ～	産業振興室
19	街かどディハウス	街かどディハウス（健康チェック（血圧等）・給食・そのほか利用者の日常生活の向上に資する事業）に補助金を交付。	平成14年度 ～	高齢介護室
20	公園愛護会	市が管理する都市公園、緑地又はちびっこ老人憩いの広場について、公園美化のため継続して、毎月2回以上、2人以上の地域の人で自発的に組織した団体が行う清掃・除草などの市民活動を支援し、愛着を持ってもらえる公園づくりを推進。	平成14年度 ～	公園緑地課
21	生垣・駐車場の緑化	緑豊かな、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進するため、住宅、事業所等の所有者又は使用者が設置する生垣や民間駐車場の所有者が設置する緑地に対して、補助金を交付。	平成14年度 ～	公園緑地課
22	レンゲ開放農地	市内の農地にレンゲ等を植栽し、広く市民に開放することによって、景観に配慮した農あるまちづくりを推進するとともに、自然（農地）に触れ合う中で、市民に農地の重要性を理解してもらう。	平成15年度 ～	産業振興室
23	公用車の貸出し（ボランティア団体等）	土日・祝日のボランティア活動等に公用車を貸し出す取組を実施し、市民活動のサポートを行い、地域自治会活動の促進を図る。	平成16年度 ～	管財課

② 補助・助成

	名称	概要	実施年度	所管課
24	市民管弦楽団の活動	市民管弦楽団の円滑な活動の推進と定期演奏会の充実を図るため、市民参画による自主的な管弦楽団の活動に対し、会場使用料の一部を負担して支援。	平成16年度 ～	文化スポーツ 振興課
25	自主防災組織の整備・育成	全ての市民が地域社会の中で互いに助け合いながら、安心して日常生活を送ることができるよう、市民が主体となって組織する防災のための協議会の活動を支援し、市民と市関係機関・団体の協働による防災事業の実施を推進。	平成17年度 ～	危機管理室
26	公募補助金	公益活動の推進とまちのにぎわいを図るため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業、にぎわいを創出する事業に対して補助金を交付。	平成18年度 ～	企画政策課
27	寝屋川 元気 夢まつり	生涯学習の普及推進を目指し、子どもたちに夢を、青少年には希望を、成人には元気を、高齢者には生きがいをテーマに、誰もが気軽にスポーツに親しめる場を提供することを目的に、スポーツ振興連盟や青少年指導員会等で構成する実行委員会と協働し実施。	平成18年度 ～	文化スポーツ 振興課
28	AED（自動体外 式除細動器）の 貸出し	市民団体等が、市域内及び市外において実施する事業・行事において、救命活動に備えるため、本市所有のAED（自動体外式除細動器）を貸し出し、救命率の向上を図ることにより安全で安心なまちづくりを推進。	平成20年度 ～	市民活動振興 室
29	NPO支援補助金	寄附者が支援したいと思う寝屋川市内のNPO法人等を指定し、その寄附金の活用により指定されたNPO法人等に補助。	平成24年度 ～	市民活動振興 室

③ 委託

	名称	概要	実施年度	所管課
1	市民体育大会	日頃の練習の成果を発表する場、市民の健康づくりと選手の交流の場等として、毎年「特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟」と協働し、市民体育大会を実施し、生涯スポーツの推進とスポーツ種目の普及発展に寄与。 【委託団体：NPO法人寝屋川市スポーツ振興連盟】	昭和25年度～	文化スポーツ振興課
2	市民文化祭	市民作品展、音楽祭、芸能祭、演芸祭など文化芸術活動の発表の場と市民に鑑賞の機会を提供するとともに、文化芸術活動の促進を図るため、文化連盟や音楽連盟等で構成される実行委員会と協働し、毎年11月3日の文化の日を中心に開催。 【委託団体：市民文化祭運営委員会】	昭和26年度～	文化スポーツ振興課
3	青少年健全育成の推進	12中学校区に各10人の青少年指導員を委嘱し、市域における青少年健全育成の推進を図る。具体的には、青少年の良き相談相手となり、他の青少年健全育成団体と連携を図り、青少年のより良い社会環境づくりのための推進役となり、地域に根付いた活動を実施。また青少年健全育成推進事業（中学生の主張、子どもを守る市民集会、オアシス運動）を委託し、市域における青少年健全育成に寄与。 【委託団体：寝屋川市青少年指導員会】	昭和31年度～	地域教育振興課
4	社会を明るくする運動	社会を明るくする運動の推進。 ①街を明るく清潔にする運動 （市内四駅前一斉清掃活動 昭和52年度～） ②人権意識を高める運動 ③青少年の健全育成を進める運動 【委託団体：寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会】	昭和46年度～	市民活動振興室
5	成人式	成人になった喜びを市全体で祝うとともに、新成人としての自覚を促し、その責務を認識させる機会とするため、新成人を対象に「成人式」を開催。開催に関しては、実行委員会を組織し、1部 式典、2部 旅たちイベントを企画運営。 【委託団体：成人式実行委員会】	昭和60年度～	地域教育振興課
6	市民たそがれコンサート	市民にジャズの生演奏を聴く機会を提供し、音楽に対する理解と市民の音楽文化についての意識の高揚を図るため、寝屋川市音楽団と協働し、開催。 【委託団体：寝屋川市音楽団】	昭和62年度～	文化スポーツ振興課
7	市民ウォーキング	市民の健康の保持増進及びコミュニティスポーツの普及推進を図るため、スポーツ推進委員会と協働しながら、年2回の市民ウォーキングを実施。 【委託団体：寝屋川市スポーツ推進委員会】	平成元年度～	文化スポーツ振興課
8	寝屋川音楽祭	市民音楽団体相互の交流と、プロとアマの共演を通じた「寝屋川音楽祭」を、寝屋川市音楽連盟を中心とする実行委員会と協働し、隔年で実施。 【委託団体：寝屋川音楽祭実行委員会】	平成8年度～（隔年）	文化スポーツ振興課

③ 委託

	名称	概要	実施年度	所管課
9	ふれあいプラザ香里の管理業務等	行政情報・ボランティア情報の提供、リサイクル図書 の提供・貸出、淀川水系淡水魚の水槽展示、芸術作品 展示等の文化活動の場の提供、その他市民活動の促進 に必要な事項の提供。 【委託団体：ふれあいプラザ香里世話人会】	平成12年度 ～	市民活動振 興室
10	家族介護教室	高齢者を介護している家族などが、介護方法や介護予 防、介護者の健康づくりなどについて知識・技術を習 得するための教室。 【委託団体：公益財団法人寝屋川市保健福祉公社】	平成12年度 ～	高齢介護室
11	家族介護者交流	高齢者を介護している家族が日帰り旅行等を通じて、 心身のリフレッシュを図る。(年2回) 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成12年度 ～	高齢介護室
12	地域教育協議会 (子どもの健全 育成等)	12中学校区において、学校・家庭・地域が連携し、 地域の活性化を図るとともに子どもの健全育成に向け た体験活動等の取組を促進し、豊かな人間性を育むこ とを目的に設置し、地域教育力の向上に寄与。 【委託団体：12中学校区地域教育協議会】	平成12年度 ～	地域教育振 興課
13	外出援助サービ ス	外出が困難になった高齢者に対して、地域のボラン ティアの方々との協働により、外出を援助するサービ スを実施。 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成13年度 ～	高齢介護室
14	軽度生活の援 助・外出付添い サービス	介護保険制度の要介護認定で「非該当」のひとり暮ら しや高齢者のみ世帯の在宅高齢者に、そうじ・買い 物・洗濯などの家事を支援したり、市内の病院への通 院や散歩に付き添ったりするなど、市民ボランティア が日常生活の軽易なサービスを提供。 【委託団体：公益財団法人寝屋川市保健福祉公社、 NPO法人寝屋川あいの会】	軽度生活援助 事業(平成 12年度～) 外出付添い サービス事業 (平成13年 度～)	高齢介護室
15	高齢者健康体操	高齢者の健康増進を図るため、市内4か所の公園等で 気功・太極拳を実施し、健康づくりや仲間づくりを支 援。 【委託団体：寝屋川気功・太極拳推進会】	平成15年度 ～	高齢介護室
16	放課後子ども教 室	放課後や週末に子どもにとって安全で安心な居場所を 確保し、青少年の健全育成を推進するために放課後子 ども教室を市立24小学校で実施している。主な活動 は小学校の施設や校庭を利用し、地域住民の参画を得 て体験活動、スポーツ活動、文化活動、学習活動を実 施。 【委託団体：24小学校区放課後子ども教室実行委員 会】	平成16年度 ～	地域教育振 興課
17	広報紙等の配布	広報紙を始め、市からの周知文書、ポスター・チラシ 等の配布を各自治会に委託。 【委託団体：各自治会】	平成17年度 ～	市民活動振 興室

③ 委託

	名称	概要	実施年度	所管課
18	寝屋川せせらぎ公園の清掃管理業務等	4回/週 9時間/週の清掃及び植生のモニタリング施設点検等 【委託団体：ねや川水辺クラブ】	平成17年度～	下水道室
19	コミュニティセンターの管理運営	コミュニティセンターの管理運営。(指定管理) 【指定管理者：各コミュニティセンター運営協議会等】	平成18年度～	市民活動振興室
20	すばる・北斗福祉作業所の管理運営	身体、知的障害者の福祉の増進、日常生活活動及び社会的自立の促進に寄与することを目的に、すばる・北斗福祉作業所を管理運営。(指定管理) 【指定管理者：社会福祉法人すばる・北斗】	平成18年度～	障害福祉課
21	ひとり親家庭パソコン技能自習指導	市主催のひとり親への就業支援施策として行っているビジネスコンピューティング2級・3級資格取得講座で、資格を取得した寝屋川市母子寡婦福祉会のメンバーにより、講座受講者やパソコン初心者等のひとり親を対象としたパソコン技能の自習指導を実施。 【委託団体：寝屋川市母子寡婦福祉会】	平成19年度～	こども室
22	市民活動センターの管理運営	市民活動センターの管理運営。(指定管理) 【指定管理者：寝屋川市民活動ネット・なかま】	平成20年度～	市民活動振興室
23	学校支援地域本部の取組	学校・家庭・地域の連携により、地域の教育力の向上を目指すため、地域全体で学校教育を支援する体制作りを行う「学校支援地域本部」の取組を推進。 【委託団体：12中学校区地域教育協議会】	平成20年度～	地域教育振興課
24	介護予防活動(通所)	街かどデイハウス(健康チェック(血圧等)・給食・その他利用者の日常生活の向上に資する事業)に介護予防や認知症高齢者予防の取組を委託。 【委託団体：「いこいの家なりた」運営委員会、NPO法人「ふれあい時遊館」】	平成21年度～	高齢介護室
25	元気アップ介護予防ポイント	高齢者の介護予防及び社会参画を図るため、介護施設等における社会参加活動実績を評価した上でポイントを付与し、当該ポイントを換金した「介護予防ポイント転換交付金」を高齢者の申し出により交付。 【委託団体：社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会】	平成21年度～	高齢介護室
26	障害者等の生活支援	障害者等の日常生活において必要な訓練、指導、活動支援等を行うことにより、障害者等の生活の質の向上を図り、社会参加を促進。 【委託団体：寝屋川市障害児者を守る親の会】	平成21年度～	障害福祉課
27	多文化共生・国際交流の推進	都市交流団体との連携により、外国人の生活をサポートするための取組(外国人のための生活相談、外国人との交流広場等)を行い、多文化共生・国際交流を推進。 【委託団体：NPO法人寝屋川市国際交流協会】	平成23年度～	市民活動振興室

③ 委託

	名称	概要	実施年度	所管課
28	寝屋川ミュージックデー	市内の中学生・高校生・大学生が一堂に会し、日頃の音楽活動の成果を発表する機会として、中学校や高等学校の先生及び大学生と協働し実施。当該事業の実施により、学生相互の交流を深まり、音楽技術の向上と音楽文化の一層の発展を図っている。 【委託団体：寝屋川ミュージックデー実行委員会】	平成23年度～ (平成3年度～の「ブラスの響き」を継承)	文化スポーツ振興課
29	青年祭	本市における青年交流を図るために、「人の輪・青少年のネットワーク」を目指し、青年達が自らの特技やパフォーマンスを披露し、交流を図るイベントを実施。開催に関しては、実行委員会を組織した。 【委託団体：青年祭実行委員会】	平成23年度～	地域教育振興課
30	人形劇「トコトコはちかっちゃん」	子どもたちが新寝屋川八景に親しみを持ってもらうため、市内の人形劇を上演する団体で構成される連絡会と協働し実施。 【委託団体：寝屋川人形劇連絡会】	平成24年度～ (平成12年度～の「はちかづき物語」を継承)	文化スポーツ振興課
31	文化のたねを育てよう(音楽・その他芸術分野)	アルカスホールのスタインウェイピアノ活用者の発掘とピアノ活用のための組織づくりを目指すとともに(音楽分野)、文化・芸術活動者が一堂に会したアルカスホール内での情報交換・情報発信の場を提供(その他芸術分野)。当該事業は、市民からの公募等で構成される実行委員会と協働し実施。 【委託団体：文化のたねを育てよう実行委員会】	平成24年度～	文化スポーツ振興課

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
アンケート調査				
1	特定健康診査等実施計画策定に関するアンケート調査	特定健康診査等実施計画策定に関するアンケート調査。	平成19年度	保険事業室
2	第五次総合計画策定に関する市民意識調査	第五次総合計画策定に関するアンケート調査。	平成20年度・平成22年度	企画政策課
3	こどもプラン後期行動計画策定に伴うニーズ調査	こどもプラン後期行動計画のアンケート調査。	平成20年度	こども室
4	一般廃棄物処理基本計画に係る基礎調査	一般廃棄物処理基本計画に係るアンケート調査。	平成21年度	ごみ減量推進課
5	環境基本計画改定に係る基礎調査	環境基本計画改定に係るアンケート調査。	平成21年度	環境政策課
6	地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査	地域福祉計画の見直しに向けたアンケート調査。	平成21年度	保健福祉総務課
パブリック・コメント				
7	パブリック・コメント手続制度	パブリック・コメント手続制度（案）の意見募集。	平成16年度	企画政策課
8	第四次総合計画第3期実施計画	第四次総合計画第3期実施計画（素案）のパブリック・コメント。	平成16年度	企画政策課
9	美しいまちづくり条例	美しいまちづくり条例（素案）のパブリック・コメント。	平成16年度	環境政策課
10	地域福祉計画	地域福祉計画、第二次寝屋川市地域福祉計画（素案）のパブリック・コメント。	平成16年度・平成22年度	保健福祉総務課
11	こどもプラン	（仮称）次世代育成支援対策推進行動計画（素案）、こどもプラン後期行動計画（素案）のパブリック・コメント。	平成16年度・平成21年度	こども室
12	京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想	京阪萱島駅周辺地区交通バリアフリー基本構想（素案）のパブリック・コメント。	平成16年度	都市計画室
13	アウトソーシング計画	アウトソーシング計画（案）のパブリック・コメント。	平成17年度	企画政策課
14	情報化推進計画	情報化推進計画（案）のパブリック・コメント。	平成17年度	情報化推進課
15	高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画（2006～2008）（素案）、高齢者保健福祉計画（2009～2011）（素案）、高齢者保健福祉計画（2012～2014）（素案）のパブリック・コメント。	平成17年度・平成20年度・平成23年度	高齢介護室
16	水道ビジョン	寝屋川市水道ビジョンのパブリック・コメント。	平成17年度	水道総務課

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
17	子ども読書活動推進計画	寝屋川市子ども読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント。	平成17年度	中央図書館
18	行財政改革第3期実施計画	行財政改革第3期実施計画のパブリック・コメント。	平成18年度	企画政策課
19	男女共同参画プラン	改訂第3期ねやがわ男女共同参画プラン、第4期ねやがわ男女共同参画プラン（素案）のパブリック・コメント。	平成18年度・平成22年度	人権文化課
20	国民保護計画	国民保護計画（案）のパブリック・コメント。	平成18年度	危機管理室
21	母子家庭等自立促進計画	母子家庭等自立促進計画（素案）、第二次寝屋川市母子家庭等自立促進計画（素案）のパブリック・コメント。	平成18年度・平成23年度	こども室
22	障害福祉計画	障害福祉計画（第1期計画）（素案）、（第2期計画）（素案）、（第3期計画）（素案）に対するパブリック・コメント。	平成18年度・平成20年度・平成23年度	障害福祉課
23	みんなのまち基本条例	みんなのまち基本条例（素案）のパブリック・コメント。	平成19年度	企画政策課
24	第四次総合計画第4期実施計画	第四次総合計画第4期実施計画（案）のパブリック・コメント。	平成19年度	企画政策課
25	人権尊重のまちづくり条例	寝屋川市人権尊重のまちづくり条例（素案）のパブリック・コメント。	平成19年度	人権文化課
26	障害者長期計画	障害者長期計画（第2期計画）（素案）のパブリック・コメント。	平成19年度	障害福祉課
27	香里園駅周辺地区まちづくり構想	寝屋川市香里園駅周辺地区まちづくり構想（案）のパブリック・コメント。	平成19年度	都市計画室
28	住宅・建築物耐震改修促進計画	住宅・建築物耐震改修促進計画（素案）のパブリック・コメント。	平成19年度	まちづくり指導課
29	市民参画推進指針	市民参画推進指針（素案）のパブリック・コメント。	平成20年度	市民活動振興室
30	法令遵守に関する条例	法令遵守に関する条例（素案）に対するパブリック・コメント。	平成20年度	総務課
31	食育推進計画	食育推進計画（素案）のパブリック・コメント。	平成20年度	健康増進課
32	行財政改革大綱（改訂版）	行財政改革大綱（改訂版）（素案）のパブリック・コメント。	平成21年度	企画政策課
33	安全の推進に関する条例	安全の推進に関する条例（素案）のパブリック・コメント。	平成21年度	危機管理室

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
34	景観条例・景観計画	景観条例（素案）・景観計画（素案）のパブリック・コメント。	平成21年度	まちづくり指導課
35	文化振興条例	文化振興条例（素案）のパブリック・コメント。	平成21年度	文化スポーツ振興課
36	第五次総合計画	第五次総合計画（試案）のパブリック・コメント。	平成22年度	企画政策課
37	一般廃棄物処理基本計画	一般廃棄物処理基本計画（試案）のパブリック・コメント。	平成22年度	ごみ減量推進課
38	環境基本計画	環境基本計画（試案）のパブリック・コメント。	平成22年度	環境政策課
39	景観基本計画	景観基本計画（素案）のパブリック・コメント。	平成22年度	まちづくり指導課
40	情報化推進方針	情報化推進方針（素案）のパブリック・コメント。	平成23年度	情報化推進課
41	ごみ処理施設建設基本計画	ごみ処理施設建設基本計画（素案）のパブリック・コメント。	平成23年度	ごみ処理施設建設室
42	都市計画マスタープラン	都市計画マスタープラン（素案）のパブリック・コメント。	平成23年度	都市計画室
43	住宅マスタープラン	住宅マスタープラン（素案）のパブリック・コメント。	平成23年度	都市計画室
44	地球温暖化対策地域計画	地球温暖化対策地域計画（素案）のパブリック・コメント。	平成24年度	環境政策課
ワークショップ				
45	寝屋川再生ワークショップ	住民参加型の議論の場を設け、「寝屋川水辺プラン」を策定し、市内水路の整備の在り方について検討を行い、水辺整備の候補地の中から整備イメージを作成。併せて市内水辺の優先的な整備箇所を、周辺住民の参加を得て自主的取組の可能性の検討を実施。	平成13年度～	下水道室
46	大和公園整備ワークショップ	平成19年度に公園整備を行うに当たり、地元住民とワークショップを開催。（3回）健康遊具・複合遊具の設置などの公園整備計画を立案。	平成18年度	公園緑地課
47	第五次総合計画策定に係るまちづくりワークショップ	第五次総合計画の策定に当たり、市民のまちづくりに関する意見を反映させ、市民との協働による計画策定を推進。	平成20年度～平成21年度	企画政策課
48	あやめ保育所跡地公園整備ワークショップ	平成21年度に公園整備を行うに当たり、地元住民とワークショップを開催。（3回）高齢者向け健康遊具、子供向け複合遊具、防災施設（耐震性貯水槽、非常用便槽）などの要望意見が出され、公園実施設計の参考となった。 なお、公園の名称についてもワークショップにより決定。	平成20年度	住環境整備課

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
49	都市計画マスタープランワークショップ	都市計画マスタープランの策定に当たり、地域別構想への市民意見の反映のため地域別市民ワークショップを設置し、市民による検討を実施。	平成21年度	都市計画室
50	(仮称)萱島桜園町公園ワークショップ	平成24年度整備予定の(仮称)萱島桜園町公園について、平成23年度に地元住民及び摂南大学生とワークショップを開催。(3回)	平成23年度	住環境整備課
審議会等				
51	障害者長期計画推進委員会	障害者基本法(第11条)に基づく市町村障害者計画として障害者支援の基本方針を示す障害者長期計画を策定するため、意見交換等を実施。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成11年度～	障害福祉課
52	総合計画審議会	総合計画審議会で、第五次総合計画試案を審議。(委員23人中3人が市民公募委員)	平成12年度～	企画政策課
53	男女共同参画審議会	男女共同参画に関する市民意識調査の内容と結果について審議するとともに、第3期ねやがわ男女共同参画プランに基づく施策の実施状況について、平成14年度からの取組の検証・評価を行い、第4期ねやがわ男女共同参画プラン策定に向けた検討を実施。(委員11人中3人が市民公募委員)	平成12年度～	人権文化課
54	廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成12年度～	ごみ減量推進課
55	高齢者保健福祉計画推進委員会	介護保険及び高齢者保健福祉に関する専門的知識・経験を有する委員、並びに寝屋川市の区域内に住所を有する一般公募委員に寝屋川市高齢者保健福祉計画全般に関して意見交換を行っていただき、寝屋川市高齢者保健福祉計画の適正な推進に寄与。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成12年度～	高齢介護室
56	都市計画審議会	まちづくりの基本となる都市計画(案)に対し、学識経験者、公募市民等で構成される委員で調査審議。(委員15人中2人が市民公募委員)	平成12年度～	都市計画室
57	緑の基本計画検討委員会	都市緑地保全法に基づき、緑の基本計画検討委員会を開催し、「協働による緑のまちづくり」を基本理念とする緑の基本計画を策定。(委員10人中2人が市民公募委員)	平成12年度	公園緑地課
58	国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議。(委員14人中1人が市民公募委員)	平成13年度～	保険事業室
59	ごみ減量化・リサイクル推進会議	ごみ減量とリサイクルの推進に向けた具体的な取組の立案・実践活動の推進、啓発、普及活動を実施。(委員16人中2人が市民公募委員)	平成14年度～	ごみ減量推進課
60	家庭教育支援連絡会	家庭教育推進指針に基づく家庭教育の推進及び家庭教育に関する支援策について情報収集や意見交換を行い、市政反映の参考とする。(委員16人中3人が市民公募委員、平成24年度は応募なし)	平成14年度～	地域教育振興課

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
61	地域福祉計画策定検討委員会	核家族化や少子高齢化が進行する中、子育て中の方、ひとり暮らしの方、介護の必要な方等、全ての市民が健康で安心して元気に暮らし、子どもたちが健やかに育ちまちづくりを進め、地域社会の中で互いに助け合い、協働しながらともに生きる社会の実現を目指すことを目的とした地域福祉計画の策定に当たり、総合的な地域福祉の推進に必要な事項についての論議を行う。（委員13人中2人が市民公募委員）	平成15年度～	保健福祉総務課
62	こどもプラン推進地域協議会	「寝屋川市こどもプラン後期行動計画」（平成22～26年度）に基づき、寝屋川市こどもプラン推進地域協議会を開催し、子育て支援施策を推進。学識経験者、各種協議会や団体等のメンバー14人の委員で構成され、年2回開催。（委員14人中3人が市民公募委員）	平成17年度～	こども室
63	公募補助金審査委員会	公募補助金審査委員会で、公募補助金申込事業を審査。（委員6人中2人が市民公募委員）	平成18年度～	企画政策課
64	地域密着型サービス等運営委員会	地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業の適正な運営を図るための意見交換及び連絡調整を実施。（委員6人中2人が市民公募委員）	平成18年度～	高齢介護室
65	食育推進会議	平成19年10月1日施行の「寝屋川市食育推進会議条例」に基づき同月に食育の推進に関する団体の代表者及び公募の委員などで構成する食育推進会議を設置。平成21年3月に食育推進計画を策定するとともに、推進会議の部会である「乳幼児期・学齢期部会」を開催し平成23年2月に食育プログラムなどを策定。（委員15人中2人が市民公募委員）	平成19年度～	健康増進課
66	第五次総合計画策定に係る各種団体及び地区別懇談会	第五次総合計画策定のために、各種政策分野の団体及びコミセン6地区ごとの懇談会を実施。（委員40人中16人が市民公募委員）	平成21年度	企画政策課
67	環境保全審議会	地球温暖化防止対策等、現状に即した環境基本計画に改めるために審議。（委員15人中2人が市民公募委員）	平成21年度～	環境政策課
68	安全推進協議会	平成22年4月1日に「安全の推進に関する条例」を制定し、同年6月に安全推進協議会を設置、市が実施する安全推進施策等について、意見や協力を求める。具体的な取組として、各コミセン単位で地域安全推進協議会を設立し、地域での安全推進活動の取組を支援。（委員20人中2人が市民公募委員）	平成22年度～	危機管理室
69	ごみ処理施設建設基本計画審議会	ごみ処理施設建設を総合的かつ計画的に推進していくため、ごみ処理施設建設基本計画について、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議。（委員11人中2人が市民公募委員）	平成22年度～平成23年度	ごみ処理施設建設室
70	景観審議会	寝屋川市景観条例に基づく内容等の審査を行っている。（委員11人中2人が市民公募委員）	平成22年度～	まちづくり指導課

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
71	文化振興会議	教育委員会の諮問に応じ、文化の振興に関する重要事項について意見を述べるため、文化振興条例第11条の規定に基づき設置。（委員10人中2人が市民公募委員）	平成22年度～	文化スポーツ振興課
72	地域協働検討会議	平成23年度から24年度にかけて、地域協働検討会議を実施。提言書を基に地域協働推進プランを策定し、地域説明会や地域コーディネーター職員の募集・育成を行う。（委員12人中2人が市民公募委員）	平成23年度～	市民活動振興室
地域の連絡会等				
73	まちづくり協議会	密集住宅地区（萱島東、池田・大和、香里）における各地区整備計画に基づき、都市基盤施設の整備や木造賃貸住宅等の良好な建替え等、快適な住環境の整備と災害に強いまちづくりを図るため、住民自ら、整備計画の促進に参加することにより、住み良いまちづくりの推進に資する。	昭和59年度～	住環境整備課
74	第二京阪道路沿道地区まちづくり連絡会	第二京阪道路沿道地区まちづくり基本構想の実現に向け、市民・行政が協働のまちづくりに取り組むに当たり、関係者相互の連絡調整等を図る。	平成16年度～	都市計画室
75	小路地区まちづくり協議会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、地権者と協働で計画的なまちづくりを進めることを目的としている。 小路地区まちづくり協議会においては、平成17年7月に協議会を設立し、農地保全や土地利用の勉強会及び講演会などを開催し、地権者の意向に沿った良好なまちづくりを目指している。	平成17年度～	都市計画室
76	東部まちづくり連合会	寝屋川市東部地域の自治会が連携し、地元住民や関係者が主体となって集まり、地域及び周辺のまちづくりについて研究・協議を行うとともに、関係団体と協力して、自然、歴史、文化などの地域特性をいかしたまちづくりを検討し、「心のふれあうまちづくり」の促進に寄与することを目的としている。	平成17年度～	都市計画室
77	高宮地区まちづくり協議会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、地権者と協働で計画的なまちづくりを進めることを目的としている。 高宮地区まちづくり協議会においては、平成21年1月に協議会が設立され、農地保全や土地利用の勉強会及び講演会などを開催し、地権者の意向に沿った良好なまちづくりを目指している。	平成20年度～	都市計画室
78	香里園まちづくり委員会	平成20年2月に策定した香里園駅周辺地区まちづくり構想の具体化に向けて、地区の住民や地区で活動する事業者、事業者、学識経験者、学生及び各種団体などが集まり、地区のまちづくりについて調査・研究・協議を行うとともに、関係団体等と協力しながら、地区の活性化と魅力ある良好なまちづくりを推進することを目的としている。	平成22年度～	都市計画室

④ 政策形成過程への参画

	名称	概要	実施年度	所管課
79	打上新町・小路北町第2・明和自治会地区及び周辺のまちづくりを考える会	打上新町・小路北町第2・明和自治会地区の、地元住民や関係者が主体となって集まり、地区及び周辺のまちづくりについて研究・協議を行うとともに、関係団体と協力して、自然、歴史、文化などの、地域特性をいかしたまちづくりを検討することを目的としている。	平成23年度～	都市計画室
80	寝屋二丁目地区の将来を考える会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、地権者と協働で計画的なまちづくりを進めることを目的としている。 寝屋二丁目地区の将来を考える会においては、平成23年5月に考える会を設立され、農地保全や土地利用の勉強会及び講演会などを開催し、地権者の意向に沿った良好なまちづくりを目指している。	平成23年度～	都市計画室
81	寝屋北町・寝屋一丁目地区の将来を考える会	第二京阪道路沿道地区において、平成15年3月に策定された第二京阪道路沿道地区のまちづくり基本構想に基づき、乱開発を抑制し、地権者と協働で計画的なまちづくりを進めることを目的としている。 寝屋北町・寝屋一丁目地区の将来を考える会においては、平成23年5月に考える会を設立され、農地保全や土地利用の勉強会及び講演会などを開催し、地権者の意向に沿った良好なまちづくりを目指している。	平成23年度～	都市計画室

⑤ その他

	名称	概要	実施年度	所管課
1	水路及び下水道清掃活動	地元自治会等による地元の清掃及び草刈、ゴミひろい等の支援として、用具貸出し、残土回収を実施。	昭和26年度～	下水道室
2	障害者サービス（録音図書・点字図書の提供）	視覚障害者等に録音図書や点字図書により資料・情報を提供するため、市民のボランティア団体において録音図書・点字図書を作成してもらい、これを提供。	昭和46年度～	中央図書館
3	おたのしみ会	市民ボランティアの団体の企画により、おはなし会（中央図書館、東図書館）、かみしばい（中央図書館）、大型紙芝居・絵本の読み聞かせ・手遊び等（中央図書館、東図書館）を実施。	昭和47年度～	中央図書館
4	児童文学講演会	市民ボランティアの団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、児童文学に関する講演を実施。	昭和47年度～	中央図書館
5	子どもの本の入門講座	市民ボランティアの団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、絵本の必要性、絵本の選び方等についての講座を実施。	昭和52年度～	中央図書館
6	おはなしの入門講座	市民ボランティアの団体（寝屋川おはなしを語る会）の企画により、おはなしの語り手（ストーリーテラー）の養成講座を実施。	昭和52年度～	中央図書館
7	消費生活モニター	市民公募した消費生活モニターによる「生活関連物資販売価格調査及びモニター通信」の報告や消費生活に関する街頭啓発などを行い消費者行政の推進を図る。	昭和59年度～	消費生活センター
8	貸農園	農業者が所有する農園を提供して、農政推進協議会が貸農園事業を実施し、市民と農の交流を図るとともに、農家の高齢化等による遊休農地の解消を図る。	昭和61年度～	産業振興室
9	としょかんまつり	広く市民に親しまれ、愛される図書館を目指し、図書館及び図書館関係市民団体の活動紹介・PRのため、毎年7月に中央図書館及び総合センター4階（中央公民館所管の部屋）を使い、市民の図書館関係13団体（約80人）と協働して「としょかんまつり」を開催。内容は、各市民団体のブース展示、講演会、コンサート、人形劇、手作り教室、点字図書の作成体験、録音図書の作成体験など。	昭和62年度～（それ以前は文庫まつり）	中央図書館
10	登校状況の改善	ボランティアによる学生相談員が、不登校の児童生徒を登校支援教室において支援したり、家庭を訪問すること等により、不登校児童生徒の登校状況の改善を図る。	平成4年度～	教育研修センター
11	エコフェスタ	環境をテーマに環境・みどり・くらしのゾーンの構成で各種催し物を実施し農業まつりと同時開催。	平成9年度～	環境政策課

⑤ その他

	名称	概要	実施年度	所管課
12	市政懇談会「市民と市長の元気トーク」	市民と行政が一体となったまちづくりを進めるため、市民の年齢や立場を問わず、市政運営に関する意見や考えを交換する機会として実施。 市民と市長が直接対話することにより、行政運営への理解と協働意識を醸成するとともに、市民生活を取り巻く喫緊の課題を把握し、行政サービスの一層の充実に役立てる。	平成11年度～	広報広聴課
13	地域人材活用	開かれた学校づくりへの取組として、技術を有する地域の社会人を講師として幼稚園・小学校に招き、園児・児童が卓越した技術や知識・体験等に触れることで、国際化、情報化等の社会変化に主体的に対応して生き抜く力を育むとともに、教育の資質向上及び学校園の活性化を図る。	平成11年度～	学務課 教育指導課
14	ねやがわ発「出前講座」	市民が知りたい・聞きたい・学びたい内容について、市の職員が出向いて話をし、市民の生涯学習にいかすとともに、「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現を目指す。 出前講座の受講を通じて、市政への理解を深めるとともに、市民と行政の協働意識の醸成を図る。	平成13年度～	広報広聴課
15	ファミリーサポートセンター	多様なネットワークで子育て力のある地域社会を促進するために、地域において0歳～12歳を対象にした育児の援助を行いたい者と、育児の援助を受けたい者を組織化し、相互援助の調整を行うことにより、地域での子育て支援を手助け。	平成13年度～	こどもセンター
16	生き物調査	これからの川づくりのため、市民・住民と川の大切さを体感できる取組として調査を実施。	平成13年度～	下水道室
17	スポーツリーダーズバンク	スポーツ活動の普及・推進のため、スポーツインストラクター養成講座の受講者をスポーツリーダーズバンクに登録し、地域や職場・学校などの求めに応じ、適切なスポーツ指導を行うことができる専門的な指導者として派遣。	平成13年度～	文化スポーツ振興課
18	精神障害者への支援に関する地域理解の促進	精神障害に関する基礎的な知識を深めるため、寝屋川保健所など関係機関と協力して、市内の医療機関等に勤務されている方等とともに、精神障害者への支援やこころの病について勉強してみたい方等を対象とした啓発物（冊子）を作成。	平成14年度～	障害福祉課
19	寝屋川源流星田山間伐	寝屋川の源流は、星田山川を良くするために、源流の森作りが必要であると、市広報等で応募を行い間伐・清掃等を実施。	平成14年度～	下水道室
20	違法簡易広告物の除去・道路（歩道）の清掃活動	身近な道路で自主的かつ自発的なボランティア活動として、違法簡易広告物の除去や道路（歩道）の清掃を通じて、美化意識の向上と地域コミュニティの活性化を図る。	平成15年度～	道路交通課

⑤ その他

	名称	概要	実施年度	所管課
21	ふらっとねやがわ市民企画	一人一人が伸びやかに、男女にとらわれることなく、生きられる男女共同参画社会の実現に向け、市民の企画・運営により講座等を開催。	平成16年度～	人権文化課
22	産学・企業間の交流	事業者間の交流や産学連携事業等を通じ、市内製造業の経営基盤や技術競争力の強化による活性化を図る。その中で、寝屋川市の学生が考えるビジネスプランコンテストを開催し産学連携を実施。	平成16年度～	産業振興室
23	健康ウォーキング	健康意識の向上、生活習慣病の予防を目的とした健康ウォーキングを実施し、その参加者の中からボランティアスタッフを募り、参加者のコース誘導等の運営に従事。	平成16年度～	健康増進課
24	ほっとさん（こどもセンター）	こどもセンターにおいて、赤ちゃん交流会時の手伝い・おやこ広場の受付手伝い・広場等での特技披露・講座等の講師等、市民の力を活用しながら、子育て支援事業に取り組んでいる。	平成16年度～	こどもセンター
25	子どもの安全見守り隊	各小学校区で「子どもの安全見守り隊」（PTA・自治会・防犯委員・青少年指導員等）が子どもの登下校時の見守りや地域パトロールカーの運転ボランティアとして巡回パトロールをし、地域の安全啓発活動の推進を図る。	平成16年度～	地域教育振興課
26	地域ポータルサイト（ねやがわ元気ねっと）	市内の大学生等市民で構成する運営委員会と連携し、地域ポータルサイト「ねやがわ元気ねっと」に関する企画・調整・方針決定等の運営を実施。	平成17年度～	情報化推進課
27	美しいまちづくり条例の啓発	市内鉄道4駅前において歩行喫煙とゴミのポイ捨て及び市内の主要公園で犬の放し飼いとフンの放置の禁止の啓発を市が委嘱した美しいまちづくり推進員と職員との協働により周知、啓発活動を実施。	平成18年度～	環境政策課
28	災害時支援協力員	災害時支援協力員制度とは、地震等災害時の速やかな情報収集、応急給水活動の強化を図るため、水道事業体等での知識や経験を有する方にボランティアで災害時支援協力員として登録いただいているもの。主な活動内容は、①被害状況などの情報収集と報告②拠点給水施設での給水活動。給水拠点での活動をしていただくために、登録者を対象に、毎年10月末前後に、耐震性貯水槽を設置している市内5か所の小・中学校（南小学校、西小学校、第五小学校、第五中学校、第八中学校）において、耐震性貯水槽を使用した応急給水訓練を実施。 平成24年度以降も引き続き支援協力員の登録及び募集を行っており、継続的に事業を実施する。	平成18年度～	工務課
29	子ども読書活動推進講座	市民ボランティアの団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、幼児期における読書についての重要性、楽しさを多くの市民に知ってもらう。	平成18年度～	中央図書館

⑤ その他

	名称	概要	実施年度	所管課
30	児童文学地域講座	市民ボランティアの団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、市内の幼稚園や社会教育施設での、絵本の選び方や絵本についての講座を実施。	平成18年度～	中央図書館
31	赤ちゃんに絵本を贈ろう	子ども読書活動推進のため行うブックスタート事業の一環として、「赤ちゃんに絵本を贈ろう事業」を市民団体と協働して実施。ブックスタート事業として①健康増進課所管の4か月児健診時に赤ちゃんに絵本をプレゼントし、絵本の紹介や読み聞かせの実演を行う、②乳幼児と保護者対象の「お父さんお母さんのための読み聞かせの時間」を毎月1回実施、③健康増進課所管の「パパママ教室」で推奨絵本のリストと図書館利用案内を配布する、④「幼児のためのブックスタート」として市内保育所で絵本の紹介や読み聞かせを行う（市内8保育所36回）、⑤健康増進課に依頼して3歳6か月児健診時に推奨絵本のリストや図書館利用案内を配布、等の事業を実施。	平成18年度～	中央図書館
32	絵本の読み聞かせ講座	市民ボランティアの団体（寝屋川子どもと本の連絡会）の企画により、絵本の読み手の養成講座を実施。	平成20年度～	中央図書館
33	子育て応援リーダー	市民の中から地域で子育てを応援する役割意識を持って活躍する人材（子育て応援リーダー）を養成し、孤立しがちな家庭へも支援の手をのばし、子育て不安の解消、虐待の予防、早期発見につなげる。	平成21年度～	こども室
34	京阪電車寝屋川車両基地びわこ号復活プロジェクト	まちのイメージアップを図る「元気都市 寝屋川」のシンボルとして、往年の名車「びわこ号（60型車両）」を市民の力で復活させ、京阪電車寝屋川車両基地内での走行を目指す取組。復活に必要な費用を市民の寄附でまかなうスキームとし、市民と行政の協働で進める事業。	平成22年度～	ブランド戦略室
35	認知症になっても安心して暮らせるまちづくり	認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、地域・関係機関・関係団体等と協働して様々な取組を進め、認知症の方及びそのご家族を支えていくまちづくりを推進。	平成22年度～	高齢介護室

4 検 証

(1) 検証に当たっての視点

「条例」の構成・内容等を、下記の3つの視点から章ごとに検証しました。

① 社会情勢に適合しているか

人口減少・少子高齢化の進行、景気の低迷、災害の発生など、本市を取り巻く環境の変化や国の法律の制定改廃などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が現在の社会情勢に適合しているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

② 形骸化していないか

条例制定時の意義や内容が失われたものとなっている事項等がないかどうかの視点で検証

③ 本市にふさわしいものであり続けているか

条例制定から現在に至るまでの市政運営に係る状況の変化などを踏まえ、条例に規定されている事項や内容が、本市にふさわしい事項や内容となっているか、また、新たな事項や内容を追加する必要があるかどうかの視点で検証

(2) 条文の検証

【前文】

《検証内容 1》

「地域主権改革」の文言を規定することについて

平成 23 年 4 月に「地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革第 1 次一括法が成立し、内閣府設置法に「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進する」との規定が追加された。このことにより、地方自治体の自主性を強化し、自由度を拡大するための取組が進められていることから、「地域主権改革」の文言を追加してはどうか。

《検証結果 1》

「地域主権改革」とは、住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革であり、地方分権とともに国において進められていることを踏まえ、前文に次の文言を追加する。

(条文案)

(前文)

(略)

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権・地域主権改革の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

(略)

《検証内容 2》

「地域内分権」の文言を規定することについて

地方分権、地域主権とともに、「地域内分権」の考え方も広まってきている。当市においては、地域内分権の考え方に基づき（仮称）地域協働協議会の形成に取り組んでいることから、「地域内分権」の文言を追加してはどうか。

《検証結果 2》

地域住民自らが地域の課題を見だし、解決し、地域ごとに特色のある住みよいまちづくりを進める「地域内分権」に取り組む自治体が増えているが、いまだその数は少数である（1,750市町村への平成22年11月1日時点のアンケートで、回答を得た1,149団体中108団体という調査がある。）。また、法令や国の行政機関による定義付けが行われていないことから、文言は用いないこととする。

【第1章 総則】

《検証結果 3》

第1条（目的）及び第2条（定義）の見直し等の特段の必要性は認められなかった。

【第2章 協働】

《検証内容 4》

地域協働の推進を規定することについて

当市においては、地域を支える様々な組織の力を結集し、住民に身近な地域の課題に取り組む（仮称）地域協働協議会の形成に向けて検討が行われ、平成25年度での設立を目標としている。地域協働の考え方は、市民が主役のまちづくりにとって重要であることから、規定してはどうか。

《検証結果 4》

条例が規定する「市民」には市内で活動する個人はもちろんのこと、団体も含まれ、地域協働の趣旨は、第4条（市民相互の協働）で表していると考えられることもできるが、地域協働は当市にとってこれまでになかった新しいまちづくりの在り方であり、より明確に意思表示し、推進を図る必要がある。

よって、第4条第2項として次の条文を追加する。

（条文案）

（市民相互の協働）

第4条 （略）

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

《検証内容 5》

災害等の緊急時に備えた安全・安心の向上を図る旨を規定することについて

前文において、安全で安心して誰もが暮らしやすいまちの実現に努めることが規定されているが、平成23年3月11日に起こった東日本大震災により改めて安全・安心の大切さが認識されている。今後、東海・東南海・南海地震など大規模な地震が高い確率で発生することが予想されており、安全・安心の確保は、まちづくりの基本であることから、その旨の規定を追加してはどうか。

《検証結果 5》

第1条に規定する「みんなが誇れる住みよいまち」の実現に向けては安全・安心の確保は非常に重要である。大きな災害が発生したときの被害を最小限に抑えるためには、まず「自助」であり、次に「共助」であるといわれ、その大切さが改めて認識されているところである。

よって、第6条として次の条文を追加し、以下、1条ずつ繰り下げる。

(条文案)

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の身体、生命及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に努めるものとする。

【第3章 市民】

第11条（市民の役割及び責務）の見直し等の特段の必要性は認められなかった。

【第4章 議会】

【第5章 行政】

《検証内容 6》

組織の改革について

第15条第2項「組織の改革」の意図することは、行財政改革や意識改革等の改革を包含していると考ええる。改革の内容を具体的に規定してはどうか。

《検証結果 6》

この条例は、まちづくりの基本的なことを規定する条例であることから、個々の改革を列挙するのではなく、それらを総称する文言として「組織の改革」が用いられたものと考えられる。

よって、現行のとおりとする。

【第6章 条例の実効性の確保等】

第24条（この条例の位置づけ）から第26条（条例の検証）までの見直し等の特段の必要性は認められなかった。

5 他条例等との整合性

他条例及び規則等が、みんなのまち基本条例と整合性が図られているかについて、下記の2つの視点で検証しました。

- ① 条例第2条第1号に規定する「市民」と同じ考え方で規定できるにもかかわらず、規定していないものがないか。
- ② 条例第3条「基本理念」及び「第2章 協働」に規定する第4条から第10条までの考え方に相容れない規定がないか。

その結果、視点①に該当するものが1条例（美しいまちづくり条例）あり、視点②の条例第3条「基本理念」及び「第2章 協働」に規定する第4条から第10条までの考え方に該当する条例はありませんでした。

○ 「美しいまちづくり条例」（平成17年4月1日施行）について

〔規定内容〕

第2条（用語の定義）において「市民」と「事業者」を、次のとおり規定している。

- ・市民 寝屋川市の区域内に居住し、又は住所を有するものをいう。
- ・事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

〈参 考〉

みんなのまち基本条例第2条第1号

市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。

〔今後の対応〕

上記のとおり「美しいまちづくり条例」については、制定当初、性質上、市内に居住する者が主体になることから、みんなのまち基本条例に規定する市民のうち「働き、学ぶ者」を含めていなかった。

しかし、「働き、学ぶ者」についても、みんなのまち基本条例の基本理念の下、「美しいまちづくり条例」の目的達成のため、参加を得ていた。その実態に合わせ、今後、改正することとする。

参 考 資 料

- ① 寝屋川市みんなのまち基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱・・・・・・・・・・ 7
- ③ 寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議委員名簿・・・・・・・・・・ 10
- ④ 寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況・・・・・・・・・・ 11
- ⑤ 寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム
構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ⑥ 寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム
会議開催状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

寝屋川市みんなのまち基本条例

平成 19 年 12 月 25 日

条例第 24 号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主角であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、
環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、
人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 協働（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 市民（第 11 条）
- 第 4 章 議会（第 12 条—第 14 条）
- 第 5 章 行政（第 15 条—第 23 条）
- 第 6 章 条例の実効性の確保等（第 24 条—第 26 条）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(透明性の確保等)

第6条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

(情報公開)

第7条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(市民活動の尊重等)

第9条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第10条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第11条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第12条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第13条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第14条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第15条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第16条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第 17 条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(行政運営)

第 18 条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

(財政運営)

第 19 条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第 20 条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

(行政手続)

第 21 条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(法令遵守)

第 22 条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

(国、他の自治体等との連携)

第 23 条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(住民投票制度)

第25条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要が生じたときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第26条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市みんなのまち基本条例（平成19年条例第24号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の内容についての検証を行うため、寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議（以下「検証会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検証会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の運用面の課題及び対応に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例の内容に関し検証が必要と認められる事項

(組織)

第3条 検証会議の委員は、副市長、教育長、水道事業管理者、会計管理者、理事（寝屋川市事務決裁規程の運用について（平成19年4月1日付け総事第1号。所属長（保育所長、幼稚園長を含む。）あて副市長依命通達）第7項に規定する担当理事及び寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和50年寝屋川市教委規則第7号）第3条第2項により設置された理事に限る。以下同じ。）並びに次の各号に掲げる部又は局における部長（当該部に部長が2人以上置かれている場合は、あらかじめ次条に規定する委員長が指名する部長）又は局長をもって充てる。

- (1) 経営企画部
- (2) 財務部
- (3) 人・ふれあい部
- (4) 総務部
- (5) 市民生活部
- (6) 環境部
- (7) 保健福祉部
- (8) まち政策部
- (9) まち建設部
- (10) 水道局（市長部局）
- (11) 水道局
- (12) 議会事務局

(13) 教育委員会事務局学校教育部

(14) 教育委員会事務局社会教育部

(委員長及び副委員長)

第4条 検証会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は経営企画部担当副市長が、副委員長は他の副市長になるものとする。

3 委員長は、会務を総理し、検証会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検証会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(資料の提出等の要求)

第6条 委員長は、会議の進行において必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(プロジェクト・チーム)

第7条 寝屋川市みんなのまち基本条例の検証において専門的な調査、検討等を行うため、検証会議に寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム(以下「プロジェクト・チーム」という。)を置く。

2 プロジェクト・チームの構成員は、各部又は局の総務を担当する課等の所属長又は所属長が指定する課長になるものとする。

3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指定する職員(当該課等に所属する職員に限る。)が代わって構成員となる。

4 プロジェクト・チームに総括者を置き、総括者は経営企画部企画政策課における課長になるものとする。

5 総括者に事故があるとき、又は総括者が欠けたときは、あらかじめ総括者が指定する職員(経営企画部企画政策課に所属する職員に限る。)が代わって総括者となるものとする。

6 プロジェクト・チームの会議は、総括者が招集し、総括者がその議長となる。

7 総括者は、プロジェクト・チームにおいて調査、検討等を行った内容について、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、経営企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

((仮称) 寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱の廃止)

2 (仮称) 寝屋川市みんなのまち条例推進会議設置要綱 (平成18年8月7日制定) は、廃止する。

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議委員名簿

	氏名	役職名	備考
1	太田 潤	副市長	委員長
2	中西 勝行	副市長	副委員長
3	竹若 洋三	教育長	
4	積岡 辰二	会計管理者兼会計室長	
5	良 豊博	理事兼経営企画部長	
6	柴田 宣雄	理事兼環境部長	
7	奥殿 眞一	理事兼保健福祉部長兼福祉事務所長	
8	久本 歩	理事兼まち政策部長	
9	程岡 俊和	財務部長	
10	坂田 さゆり	人・ふれあい部長	
11	荒木 和美	総務部長	
12	道上 敬一	市民生活部長兼市民室長	
13	谷口 信夫	まち建設部長	
14	前田 重次	水道局長 (水道事業管理者職務代理者)	
15	小寺 宏	水道局部長 (市長部局)	
16	松原 徹	議会事務局長	
17	岡本 和博	学校教育部長	
18	川口 浩	社会教育部長	

計 18 人

寝屋川市みんなのまち基本条例検証会議開催状況

	日程・場所	会議内容
第1回	平成24年6月6日(水) 議会棟5階第2委員会室	1. これまでの経過と「寝屋川市みんなのまち基本条例の取組状況と検証の視点等について」の構成について 2. 寝屋川市みんなのまち基本条例の取組状況と検証の視点等について ・内容の確認
第2回	平成24年6月13日(水) 議会棟5階第2委員会室	寝屋川市みんなのまち基本条例の取組状況と検証の視点等について ・内容の確認
第3回	平成24年7月20日(金) 議会棟5階第2委員会室	寝屋川市みんなのまち基本条例の取組状況と検証の視点等について ・第1回及び第2回検証会議における意見についての検討
第4回	平成24年7月27日(金) 議会棟5階第2委員会室	・検証結果(案)の最終確認

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム構成員名簿

	氏名	部局名	役職名	備考
1	荻野 裕嗣	経営企画部	次長兼企画政策課長	総括者
2	良 篤也	財務部	次長兼管財課長	
3	松村 泰則	人・ふれあい部	市民活動振興室長兼課長	
4	倉崎 友行	総務部	総務課長	
5	三木 徹男	市民生活部	市民室市民課長	
6	辻 康明	環境部	次長兼ごみ減量推進課長	
7	邑川 和之	保健福祉部	次長兼保健福祉総務課長	
8	仲西 淳	まち政策部	まちづくり事業推進室課長	
9	油利 壽文	まち建設部	次長兼道路交通課長	
10	黒木 紀至	水道局	次長兼水道総務課長	
11	八島 忠博	水道局(市長部局)	下水道室長兼課長	
12	畑中 克仁	議会事務局	議会事務局課長	
13	妹尾 直人	学校教育部	教育総務課長	
14	藏守 利彦	社会教育部	社会教育課長	

計 14 人

寝屋川市みんなのまち基本条例プロジェクト・チーム会議開催状況

	日程・場所	会議内容
第1回	平成24年4月4日(水) 本館3階第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト・チームにおけるみんなのまち基本条例の検証 みんなのまち基本条例の検証に伴う調査
第2回	平成24年5月2日(水) 特別会議室I	<ul style="list-style-type: none"> みんなのまち基本条例に関連する各所管課の取組の結果報告に対する意見 みんなのまち基本条例に対する意見
第3回	平成24年5月21日(月) 特別会議室I	<p>寝屋川市みんなのまち基本条例について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政の推進(取組) 検証 他条例等との整合性 協働事業の整理
第4回	平成24年5月30日(水) 特別会議室I	<p>寝屋川市みんなのまち基本条例の取組状況と検証の視点等について(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内容の確認 協働事業の分類の確認
第5回	平成24年6月6日(水) 特別会議室I	<p>寝屋川市みんなのまち基本条例第2章〔協働〕の主な取組(案)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働の分類の定義の確認 内容及び協働事業の分類の確認